

1 議案名

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

教育職員免許法及び同法施行規則の一部改正により、免許状を授与される際に必要となる単位の修得方法及び更新講習を行う大学等が発行する修了等証明書の様式が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。

3 関係法令

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）
教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十一号）

教 職 員 課

教育職員免許に関する規則の一部改正について

教職員課

1 規則改正の背景

平成27年12月21日付中央教育審議会答申「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について」では、教員養成に関する課題の一つとして「学校現場の要望に柔軟に対応できるよう、教職課程の大括り化や大学の独自性が發揮されやすい制度とするための検討が必要」とされ、具体的な方向性の一つとして、「新たな教育課題に対応できるよう教職課程の内容を精選・重点化することと、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等の科目区分を撤廃し、新たな教育課題等に対応できるように見直す」ことが示された。

この答申を受けて教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「法」という。）の一部が改正され、大学の創意工夫により質の高い教職課程を編成することができるようにするため、教育職員普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする単位数に係る法に規定する科目区分が統合された。

（教育公務員特例法等の一部を改正する法律：平成28年11月28日公布・平成31年4月1日施行）

法の改正を踏まえ、その単位の詳細や修得方法について規定する教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）の一部が改正され、答申で示された教職課程の見直しイメージに基づき、施行規則上の科目区分が大括り化され、科目及び科目に含めることが必要な事項が改められた。

（教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令：平成29年11月17日公布・平成31年4月1日施行）

2 規則改正の理由

- (1) 教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第10号。以下「県規則」という。）は、教育職員検定により免許状の授与を受ける場合に、施行規則で規定する以外の教職経験に応じた各校種別の単位の修得方法について定めており、法及び施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。
- (2) 施行規則で定める免許状更新講習を行う大学等が発行する証明書の様式が一部改正されたことに伴い、県規則で定める有効期間更新申請書等の様式について所要の改正を行う必要がある。

3 改正点

- (1) 県規則において、教育職員検定により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法について定めた別表第1から別表第5及び別表第7を改める。
なお、経過措置として、改正前の単位の修得方法により所要資格を得た者は、改正後の規定による所要資格を得たものとみなす。
- (2) 有効期間更新申請書（様式第10号の5）及び更新講習修了確認申請書（様式第10号の9）の裏面【修了又は履修した免許状更新講習】の表を改める。
- (3) 法の一部改正による項ずれに伴い、所要の規定の整理を行う。

4 施行期日

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

条 例 等 立 案 表

題名 教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	課(室)名 教職員課
	担当者名 市丸 麻記
	電話番号 三一一八
提案理由 <p>教育職員免許法及び同法施行規則の一部改正により、免許状を授与される際に必要となる単位の修得方法及び更新講習を行う大学等が発行する修了等証明書の様式が改正されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。</p>	
あらまし <p>一 教育職員検定に係る単位の修得方法について定めた別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五及び別表第七を改めるとともに、所要の改正を行うこととした。</p> <p>二 免許状の有効期間の更新等に係る申請書の様式第十号の五(裏)及び様式第十号の九(裏)を改めることとした。</p> <p>三 この規則は、平成三十一年四月一日から施行することとした。</p> <p>四 平成三十一年三月三十一日までに改正前の教育職員免許に関する規則第七条による単位の修得方法により所要資格を得た者は、改正後の教育職員免許に関する規則第七条による所要資格を得たものとみなすこととした。</p>	
予算上の措置	考
関係法令等 <p>教育公務員特例法等の一部を改正する法律 (平成二十八年法律第八十七号)</p> <p>教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令 (平成二十九年文部科学省令第四十一号)</p>	備
法令審査会 □ 要・否	

徳島県教育委員会規則第 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 美馬持仁

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法附則第十二項本文」を「法附則第十一項本文」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三条第一項第三号中「法附則第十八項の表」を「法附則第十七項の表」に、「法附則第十九項」を「法附則第十八項」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

法別表第3及び同表備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭1種免許状

免許状の種類		小学校教諭1種免許状							
在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		4	4	3	3	2	2	1	1
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		21	18	16	14	12	10	8	7
各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	6	5	5	4	3	3	2	2
	教育の基礎的理解に関する科目	5	4	3	3	3	2	2	2
教科の基礎的理解に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	1	1	1	1	1
科目等の内訳									
大学が独自に設定する科目		5	5	4	4	3	3	2	2

備考

- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、省令第3条第1項の表備考第1号の修得方法を例とする(別表第1の2及び別表第2の1において同じ。)。
- 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第3条第1項の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の2及び別表第2の1において同じ。)。
- 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、省令第2条第1項の表備考第14号の修得方法を例とする(別表第1の2から6まで及び別表第2において同じ。)。
- 教科に関する専門的事項に関する科目及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない(別表第1の2から7まで、別表第2及び別表第4において同じ。)。

2 小学校教諭2種免許状

免許状の種類		小学校教諭2種免許状							
在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		4	4	3	2	2	2	1	1
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		29	26	24	22	20	16	12	8
各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	4	4	3	3	3	2	2	1
教科に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	7	6	5	5	5	4	3	2
教科に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	4	3	3	2	2	1
科目等の内訳	教職実践演習	2	2	2	2	1	1	1	
大学が独自に設定する科目		2	2	2	1	1	1	1	1

3 中学校教諭1種免許状

免許状の種類		中学校教諭1種免許状							
在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		10	8	7	6	5	4	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		16	14	12	10	8	7	6	5
各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	6	5	4	4	3	2	2	1
教科の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	5	4	4	3	2	2	2	2
教科の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	1	1	1	1	1
科目等の内訳		4	4	3	3	3	2	2	2
大学が独自に設定する科目									

備考

- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、省令第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について修得するものとする（別表第1の4及び別表第2の2において同じ。）。
- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位数が、10単位に満たない場合は、省令第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に

関する専門的事項に関する科目の4分の1以上の科目にわたり、それぞれ最低1単位以上を修得するものとする(別表第1の4及び別表第2の2において同じ。)。

3 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第4条第1項の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の4、別表第2の2及び別表第3の1(1)において同じ。)。

4 中学校教諭2種免許状

免許状の種類		中学校教諭2種免許状							
在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		10	8	7	6	5	4	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		21	18	16	14	12	10	8	6
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	各教科の指導法に関する科目	2	2	2	2	1	1	1	1
	教育の基礎的理解に関する科目	8	6	6	5	5	3	3	2
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5	5	4	4	3	3	2	2
	教職実践演習	3	2	2	1	1	1	1	
大学が独自に設定する科目		4	4	3	3	3	2	2	1

5 高等学校教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状							
在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		10	8	7	6	5	4	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等		12	10	8	8	6	6	4	4
各教科の指導法に関する科目		2	2	1	1	1	1	1	1
教育の基礎的理 解に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目		5	4	3	3	2	2	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導 法及び生徒指導、教育相談等に関する 科目		2	2	2	2	1	1	1	1
教職実践演習		1	1	1	1	1	1		
大学が独自に設定する科目		8	8	7	6	5	4	4	3

備考

- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、省令第5条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目について修得するものとする(別表第2の3において同じ。)。
- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位数が、10単位に満たない場合は、省令第5条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目の4分の1以上の科目にわたり、それぞれ最低1単位以上を修得するものとする(別表第2の3において同じ。)。
- 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理
解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第5条第1項の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第2の3、別表第3の1(2)及び別表第3の2において同じ。)。

6 幼稚園教諭1種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状							
在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
領域に関する専門的事項に関する科目		4	4	3	3	2	2	1	1
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		20	18	16	14	12	10	8	7
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	保育内容の指導法に関する科目	6	6	5	4	4	3	3	2
	教育の基礎的理解に関する科目	6	5	4	4	3	2	2	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1	1	1	1	1	1	1
大学が独自に設定する科目		6	5	5	5	4	4	3	2

備考

- 領域に関する専門的事項に関する科目の修得方法については、省令第2条第1項の表備考第1号の修得方法を例とする(別表第1の7及び別表第2の4において同じ。)。
- 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第2条第1項の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の7及び別表第2の4において同じ。)。

7 幼稚園教諭2種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭2種免許状							
在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
領域に関する専門的事項に関する科目		5	4	4	3	2	2	1	1
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		30	28	25	22	20	16	12	9
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	保育内容の指導法に関する科目	4	4	4	3	3	2	2	1
	教育の基礎的理解に関する科目	8	7	7	6	5	5	3	3
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3	3	2	2	2	1	1	1
教職実践演習		3	3	2	2	2	1	1	

別表第一を次のように改める。

機種の分類	
1	内燃機関車
2	電気機関車
3	蒸気機関車
4	その他の機種

機種の分類	
1	内燃機関車
2	電気機関車
3	蒸気機関車
4	その他の機種

別表第2(第7条関係)

省令第11条第1項の表備考第3号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭1種免許状

免許状の種類		小学校教諭1種免許状			
在職年数		3	4	5	6
最低修得単位数		25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		2	2	1	1
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		13	12	10	7
各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	3	3	2	2
各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1	1	1
各教科の指導法に関する科目	科目等の内訳				
大学が独自に設定する科目		5	4	4	2

2 中学校教諭1種免許状(省令第11条第1項の表備考第4号の規定の適用を受ける者を含む。)

免許状の種類		中学校教諭1種免許状			
在職年数		3	4	5	6
最低修得単位数		25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		6	4	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		10	8	6	5
各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	4	3	2	1
各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	3	2	2	2
各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	1	1
各教科の指導法に関する科目	科目等の内訳				
大学が独自に設定する科目		4	4	2	2

3 高等学校教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状			
在職年数		3	4	5	6
最低修得単位数		25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目		5	4	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		7	6	5	4
各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法に関する科目	2	2	2	1
教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	3	2	2	2
道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	1	1	1	1
教職実践演習	教職実践演習	1	1		
大学が独自に設定する科目		8	6	4	3

4 幼稚園教諭1種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状			
在職年数		3	4	5	6
最低修得単位数		25	20	15	10
領域に関する専門的事項に関する科目		2	2	1	1
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		12	10	8	7
保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法に関する科目	6	5	4	3
教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	3	2	2	2
道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	道徳, 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	1	1	1	1
内訳					
大学が独自に設定する科目		6	4	4	2

別表第三を次のように改める。

別表第3(第7条関係)

1 法別表第5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

(1) 中学校

免許状の種類	中学校において職業実習を担任する教諭					
	1種免許状		2種免許状			
	法別表第5の備考第3号に該当する者	法別表第5の備考第3号に該当する者	法別表第5の備考第4号に該当する者	法別表第5の備考第4号に該当する者	法別表第5の備考第4号に該当する者	法別表第5の備考第4号に該当する者
在職年数	3	4	6	7	8	6
最低修得単位数	15	10	20	15	10	10
教科に関する専門的事項に関する科目	10	5	10	8	5	5
教科に関する専門的事項に関する科目	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	1又は0 1 3又は2 2	1 2 5 2	1又は0 1 3又は2 1	1又は0 1 3又は2 1	1又は0 1 3又は2 1
必修科目及び単位数						
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	5	5	10	7	5	5
各教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目 各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2 2 2	4 4 2	4 2 2	2 2 2	2 2 2
各教科の指導法に関する科目	上欄に掲げる科目又は教職実践演習	1	1	2	1	1

備考 「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする。ただし、5単位の場合にあっては、これらの科目のうち2以上の科目(商船をもって水産と替えることができる。)について2単位以上修得するものとする。

(2) 高等学校

免許状の種類		高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭 1種免許状
在職年数		3
最低修得単位数		10
教科に関する専門的事項に関する科目		5
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		5
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	2
	各教科の指導法に関する科目	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
科目等の内訳	上欄に掲げる科目又は教職実践演習	1

備考

- 1 看護実習、家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、省令第5条第1項の表備考第1号に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目のうち3科目以上の科目にわたり、それぞれ最低1単位以上修得するものとする。
この場合において、看護実習にあっては、同表備考第1号に掲げる看護実習の科目の単位は、同号に掲げる科目のうち看護実習以外の科目の単位をもって替えることができる(別表第3の2において同じ。)。
- 2 農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、省令第5条第1項の表備考第1号に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、同号に掲げる科目について農業、工業、商業、水産又は商船の関係科目4単位及び職業指導1単位を修得するものとする(別表第3の2において同じ。)。

2 法附則第9項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

免許状の種類	高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭 1種免許状
在職年数	法附則第9項の表の第3欄に定める在職年数
最低修得単位数	10
教科に関する専門的事項に関する科目	5
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	5
各教科の指導法に関する科目	2
各教科の指導法に関する科目	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	
上欄に掲げる科目又は教職実践演習	1

別表第四を次のように改める。

別表第4(第7条関係)

法別表第6の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 養護教諭1種免許状

免許状の種類	養護教諭1種免許状				
	法別表第3備考第7号に該当する者	法別表第6備考第1号に該当する者	省令第17条第1項の表備考に該当する者		
在職年数	3	4	5	1	1
最低修得単位数	20	15	10	10	10
養護に関する科目	8	6	4	4	4
養護に関する科目の内訳	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	3以上	2以上	2以上の科目について	2以上の科目について
	学校保健	上	上		
	養護概説	の	の	3	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	科	科		
	栄養学(食品学を含む。)	目	目		
	解剖学・生理学	に	に		
	「微生物学, 免疫学, 薬理概論」	つ	つ		
	精神保健	い	い		
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	て5	て4	て3	
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	3	2	1	1	1
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	教育の基礎的理解に関する科目	6	4	3	3
	道徳, 総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	2	1	1	1
大学が独自に設定する科目		2	2	2	2

備考

- 1 養護に関する科目の単位の修得方法については、省令第9条の表備考第1号の修得方法を例とする(別表第4の2において同じ。)。
- 2 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第9条の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第4の2において同じ。)。

3 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、省令第9条の表備考第6号に定める修得方法を例とする(別表第4の2において同じ。)。

2 養護教諭2種免許状

免許状の種類		養護教諭2種免許状					
		法別表第3備考第7号に該当する者					法別表第6備考第2号に該当する者
在職年数		6	7	8	9	10	
最低修得単位数		30	25	20	15	10	10
養護に関する科目		14	12	8	6	4	4
養護に関する科目の内訳	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	3以上	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上の科目について3
	学校保健	の上	の上	の上	の上	の上	
	養護概説	科の	科の	科の	科の	科の	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	目に	目に	目に	目に	目に	
	栄養学(食品学を含む。)	につ	につ	につ	につ	につ	
	解剖学・生理学	い	い	い	い	い	
	「微生物学, 免疫学, 薬理概論」	て8	て6	て5	て4	て3	
	精神保健						
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	6	6	3	2	1	1
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		8	7	6	4	3	3
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	教育の基礎的理解に関する科目	3	3	2	2	1	1
	道徳, 総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導, 教育相談等に関する科目	2	2	2	1	1	1
	教職実践演習	2	1	1			
大学が独自に設定する科目		2	2	2	2	2	

別表第五を次のように改める。

別表第5(第7条関係)

法別表第6の2の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

免許状の種類 法別表第6の2備考	栄養教諭1種免許状							
	非該当							該当
在職年数	3	4	5	6	7	8	9	3
最低修得単位数	40	35	30	25	20	15	10	8
管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	32	27	23	18	14	10	6	
栄養に係る教育に関する科目	2	2	2	2	2	1	1	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	6	6	5	5	4	4	3	6
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の内訳	教育の基礎的理解に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の基礎的理解に関する事項 内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2 1	2 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 1

備考

- 1 管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目の単位の修得方法については、そのうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法については、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項の全ての事項を含んで修得するものとする。
- 3 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第10条の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するべきものとする。
- 4 最低修得単位数に不足する単位数については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得するものとする。

別表第七を次の通り改める。

新規申請者	既存登録者
新規申請者中既存登録者	既存登録者新規申請者
新規申請者新規申請者	既存登録者既存登録者 既存登録者新規申請者
	既存登録者既存登録者 既存登録者既存登録者

新規申請者中既存登録者の場合は、新規登録料金を免除する。
 (但し、該登録者は既存登録者で新規登録料金の免除を受けた場合に、既存登録者と同一の登録料金を支拂うべきである。)
 新規申請者新規申請者の場合は、既存登録者に対する新規登録料金の免除は受けられない。
 既存登録者既存登録者の場合は、既存登録者に対する登録料金の免除は受けられない。
 既存登録者既存登録者新規申請者の場合は、新規登録料金の免除は受けない。
 (但し、該登録者は既存登録者で新規登録料金の免除を受けた場合に、既存登録者と同一の登録料金を支拂うべきである。)

別表第7(第7条関係)

省令第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭2種免許状

免許状の種類		小学校教諭2種免許状			
有することを必要とする学校の免許状		幼稚園教諭		中学校教諭	
		普通免許状		普通免許状	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2	1	2
最低修得単位数		10	7	9	6
各教科の指導法に関する科目		7	5	7	5
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1 2 2	1 1 2		1

備考

- 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第2号の修得方法を例とする（別表第7の2及び別表第7の3において同じ。）。
- 各教科の指導法に関する科目の単位については、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。
 - 最低修得単位数が7単位である場合については、4以上の教科の指導法に関する科目を修得するものとし、4の教科の指導法に関する科目を修得する場合にあっては、これらのうち3以上について2単位以上又は5の教科の指導法に関する科目を修得する場合にあっては、これらのうち2以上について2単位以上を含むものとする。
 - 最低修得単位数が5単位である場合については、3以上の教科の指導法に関する科目を修得するものとし、3の教科の指導法に関する科目を修得する場合にあっては、これらのうち2以上について2単位以上を含むものとする。

2 中学校教諭2種免許状

免許状の種類		中学校教諭2種免許状				
有することを必要とする学校の免許状		小学校教諭 普通免許状		高等学校教諭 普通免許状		
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2	3	1	2
最低修得単位数		11	8	7	6	5
教科に関する専門的事項に関する科目		7	5	5		
各教科の指導法に関する科目		2	1	1	1	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法				1	1
	生徒指導の理論及び方法	2	2	1	1	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目					3	2

備考

- 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第1号の修得方法を例とする。
- 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第3号の修得方法を例とする（別表第7の3において同じ。）。

3 高等学校教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状	
有することを必要とする学校の免許状		中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)	
受けようとする免許状に関する在職年数		1	2
最低修得単位数		9	6
各教科の指導法に関する科目		1	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	1
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
大学が独自に設定する科目		6	4

様式第十号の五(裏)を次のように改める。

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 更新しようとする免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書又は有効期間更新証明書（有効期間が延長されている場合は有効期間延長証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 更新しようとする免許状が上記以外にある場合、残余の免許状については、別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年　月　日	
選択必修領域		年　月　日	
選択領域		年　月　日 年　月　日 年　月　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。
- 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭）免許に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印を記載することも可能）。
- 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

様式第十号の九(裏)を次のように改める。

八

〔文部省令第十一号〕文部省令第十一号は、文部省令第十一号の表題を「文部省令第十一号」に改め、本文を「文部省令第十一号」の本文とし、本文の本文を「文部省令第十一号の本文」とし、本文の本文を「文部省令第十一号の本文の本文」とする。

〔文部省令第十一号の本文〕

〔文部省令第十一号〕

〔文部省令第十一号〕

〔文部省令第十一号〕

〔文部省令第十一号〕

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考

- 1 所有している免許状の写し、授与権者が発行する授与証明書、更新講習修了確認証明書の写し又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）の写しのいずれかを添付してください。
- 2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、別紙に記入してください。

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年　月　日	
選択必修領域		年　月　日	
選択領域		年　月　日 年　月　日 年　月　日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考

- 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。
- 2 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入してください（複数に○印を記載することも可能）。
- 3 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入してください。

附 則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 平成三十一年三月三十一日までに改正前の教育職員免許に関する規則第七条の規定による単位の修得方法により教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の一又は別表第八に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、改正後の教育職員免許に関する規則第七条の規定による単位の修得方法により教育職員免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の一又は別表第八に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
- 3 改正後の様式第十号の五及び第十号の九に相当する改正前の様式第十号の五及び第十号の九による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

改正案	現行
<p>第一条 (略) (普通免許状の授与の出願)</p> <p>第二条 法第五条第一項若しくは第二項、法附則第八項本文又は法附則第十一項本文の規定により普通免許状の授与を願い出ようとする者（教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を徳島県教育委員会（第六条の一第四項、第六条の二第二項、第六条の四第一項及び第六条の七第二号を除き、以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一・三 (略)</p> <p>四 法第五条第二項、法附則第八項本文又は法附則第十一項本文の規定により願い出ようとする者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）にあっては、これらの規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び法第七条第四項に規定する証明書（以下「修了等証明書」という。）</p> <p>五・八 (略)</p>	<p>第一条 (略) (普通免許状の授与の出願)</p> <p>第二条 法第五条第一項若しくは第二項、法附則第八項本文又は法附則第十二項本文の規定により普通免許状の授与を願い出ようとする者（教育職員検定による普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる書類を徳島県教育委員会（第六条の一第四項、第六条の二第二項、第六条の四第一項及び第六条の七第二号を除き、以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一・三 (略)</p> <p>四 法第五条第二項、法附則第八項本文又は法附則第十二項本文の規定により願い出ようとする者（教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者（以下「旧免許状所持者」という。）を除く。）にあっては、これらの規定により授与を受けようとする普通免許状に係る有効期間が満了した普通免許状及び法第七条第四項に規定する証明書（以下「修了等証明書」という。）</p> <p>五・八 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 法第十六条の一第一項若しくは第二項（法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は同条第四項の規定により普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>一・七 (略)</p> <p>4・7 (略) (普通免許状の検定授与の出願)</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定により、教育職員検定を受け、普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法別表第三から別表第八まで又は法附則第五項、法附則第九項若しくは法附則第十七項の表若しくは法附則第十八項に定める所要資格を有することの証明書</p> <p>四・九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 法第十六条の一第一項若しくは第二項（法第十六条の四第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は同条第三項の規定により普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>一・七 (略)</p> <p>4・7 (略) (普通免許状の検定授与の出願)</p> <p>第二条 法第五条第一項の規定により、教育職員検定を受け、普通免許状の授与を願い出ようとする者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 法別表第三から別表第八まで又は法附則第五項、法附則第九項若しくは法附則第十八項の表若しくは法附則第十九項に定める所要資格を有することの証明書</p> <p>四・九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

別表第1(第7条関係)

法別表第3及び同表備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭1種免許状

別表第1(第7条関係)

法別表第3及び同表備考第7号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭1種免許状

免許状の種類		小学校教諭1種免許状					
在職年数	5 最低修得単位数	5 45 各教科に関する専門的事項に関する科目	6 35 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	7 25 各教科の指導各教科の指導法に関する科目等	8 20 生に属する科教育の基礎的理解に関する科目	9 15 目又は教諭の道徳、総合的な学習の時間等の指導教諭の基礎的法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10 10 理解に関する科目
在職年数	11 12 最低修得単位数	11 10 各教科に関する専門的事項に関する科目	12 20 各教科の指導各教科の指導法に関する科目等	13 10 生に属する科教育の基礎的理解に関する科目	14 15 目又は教諭の道徳、総合的な学習の時間等の指導教諭の基礎的法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	15 10 理解に関する科目	16 12 大学が独自に設定する科目
在職年数	17 18 最低修得単位数	17 16 各教科に関する専門的事項に関する科目	18 14 各教科の指導各教科の指導法に関する科目等	19 13 生に属する科教育の基礎的理解に関する科目	20 11 目又は教諭の道徳、総合的な学習の時間等の指導教諭の基礎的法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	21 10 理解に関する科目	22 8 大学が独自に設定する科目
在職年数	23 24 最低修得単位数	23 20 各教科に関する専門的事項に関する科目	24 18 各教科の指導各教科の指導法に関する科目等	25 16 生に属する科教育の基礎的理解に関する科目	26 14 目又は教諭の道徳、総合的な学習の時間等の指導教諭の基礎的法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	27 12 理解に関する科目	28 10 大学が独自に設定する科目
在職年数	29 30 最低修得単位数	29 25 各教科に関する専門的事項に関する科目	30 20 各教科の指導各教科の指導法に関する科目等	31 18 生に属する科教育の基礎的理解に関する科目	32 14 目又は教諭の道徳、総合的な学習の時間等の指導教諭の基礎的法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	33 12 理解に関する科目	34 10 大学が独自に設定する科目

備考

1 教科に関する事項に関する科目的単位の修得方法については、省令第3条第1項の表備考第1号の修得方法を例とすると(別表第1の2及び別表第2の1において同じ。)。

2 全教科の指導法に関する科目的基礎的理解に関する科目的修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いすれかの事項に含めることが必要な事項のうち、いすれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の2から7まで、別表第2及び別表第3において同じ。)。

3 大学が独自に設置する科目的単位の修得方法については、省令第6条の2第2項の修得方法を例とする(別表第1の2から6まで及び別表第2において同じ。)。

4 教科に関する科目及び教職に関する科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない(別表第1の2から7まで、別表第2及び別表第4において同じ。)。

備考

1 教科に関する科目的単位の修得方法については、省令第3条第1項の表備考第1号の修得方法を例とすると(別表第1の2及び別表第2の1において同じ。)。

2 教科に関する科目的単位の修得方法については、省令第6条第1項の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いすれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の2から7まで、別表第2及び別表第3において同じ。)。

3 教科又は教職に関する科目的単位の修得方法については、省令第6条の2第2項の修得方法を例とする(別表第1の2から6まで及び別表第2において同じ。)。

4 教科に関する科目及び教職に関する科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない(別表第1の2から7まで、別表第2及び別表第4において同じ。)。

備考

1 教科に関する事項に関する科目的単位の修得方法については、省令第3条第1項の表備考第1号の修得方法を例とすると(別表第1の2及び別表第2の1において同じ。)。

2 全教科の指導法に関する科目的基礎的理解に関する科目的修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いすれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の2及び別表第2の1において同じ。)。

3 大学が独自に設置する科目的単位の修得方法については、省令第2条第1項の表備考第14号の修得方法を例とすると(別表第1の2から6まで及び別表第2において同じ。)。

4 教科に関する事項に関する科目及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目の修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければならない(別表第1の2から7まで、別表第2及び別表第4において同じ。)。

2 小学校教諭2種免許状

免許状の種類		小学校教諭2種免許状									
在職年数	最低修得単位数	6	7	8	9	10	11	12	13		
教科に関する専門的事項に関する科目	45	40	35	30	25	20	15	10			
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	4	4	3	2	2	2	1	1			
各教科の指導各教科の指導法に関する科目等	29	26	24	22	20	16	12	8			
各教科の基礎的理解に関する科目等	4	4	3	3	2	2	1				
各教科の基礎的理解に関する科目等	7	6	5	5	5	4	3	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導の基礎的法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等	4	4	4	3	3	2	2	1			
教職実践演習	2	2	2	1	1	1					
大学が独自に設定する科目	2	2	2	1	1	1	1	1	1		

免許状の種類		小学校教諭2種免許状									
在職年数	最低修得単位数	6	7	8	9	10	11	12	13		
教科に関する専門的事項に関する科目	45	40	35	30	25	20	15	10			
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	4	4	3	2	2	2	1				
各教科の指導各教科の指導法に関する科目等	29	26	24	22	20	16	12	8			
各教科の基礎的理解に関する科目等	4	4	3	3	2	2	1				
各教科の基礎的理解に関する科目等	7	6	5	5	5	4	3	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導の基礎的法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等	4	4	3	3	2	2	1				
教職実践演習	2	2	2	1	1	1					
大学が独自に設定する科目	2	2	2	1	1	1	1	1	1		

3 中学校教諭1種免許状

免許状の種類		中学校教諭1種免許状							
在職年数	最低修得単位数	5	6	7	8	9	10	11	12
教科に関する専門的事項に関する科目	45	40	35	30	25	20	15	10	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	10	8	7	6	5	4	4	3	
各教科の指導法に関する科目等	16	14	12	10	8	7	6	5	
各教科の基礎的理解に関する科目	6	5	4	4	3	2	2	1	
教育の基礎的理解に関する科目	5	4	4	3	2	2	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法又は教諭の基礎的法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	1	1	1	1	1	
教育の基礎的理解に関する科目等	4	4	3	3	2	2	2	2	
大学が独自に設定する科目	4	4	3	3	3	2	2	2	

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、省令第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項について修得するものとする(別表第1の4及び別表第2の2において同じ。)。
- 2 教科に関する専門的事項に関する科目の単位数が、10単位に満たない場合は、省令第4条第1項の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に応じ、そのそれぞれ最低1単位以上を修得するものとする(別表第1の4及び別表第2の2において同じ。)。
- (新設)
- 3 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第4条第1項の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の4、別表第2の2及び別表第3の1(1)において同じ。)。

備考

- 1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第4条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目について修得するものとする(別表第1の4及び別表第2の2において同じ。)。
- 2 教科に関する科目の単位数が、10単位に満たない場合は、省令第4条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目の4分の1以上を修得するものとする(別表第1の4及び別表第2の2において同じ。)。
- 3 各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第4条第1項の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の4、別表第2の2及び別表第3の1(1)において同じ。)。

4 中学校教諭2種免許状

免許状の種類		中学校教諭2種免許状									
在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13		
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10		
各教科に関する専門的事項に関する科目		10	8	7	6	5	4	4	3		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等		21	18	16	14	12	10	8	6		
各教科の指導法に関する科目等		2	2	2	1	1	1	1	1		
各教科の基礎的理 解に関する科目等		8	6	6	5	5	3	2	2		
教育の基礎的理 解に関する科目等		5	4	4	3	3	2	2	2		
教育の基礎的理 解の道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等		3	2	2	1	1	1	1	1		
教育の基礎的理 解の内訳		4	4	3	3	2	2	2	1		
大学が独自に設定する科目										4	4
										3	3
										2	2
										1	1

免許状の種類		中学校教諭2種免許状									
在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13		
最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10		
各教科に関する科目又は教諭の教育の基礎的理 解に関する科目等		10	8	7	6	5	4	4	3		
各教科の指導法に関する科目等		21	18	16	14	12	10	8	6		
各教科の指導法に関する科目等		2	2	2	1	1	1	1	1		
各教科の基礎的理 解に関する科目等		8	6	6	5	5	3	2	2		
教育の基礎的理 解の道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目等		5	4	4	3	3	2	2	2		
教育の基礎的理 解の内訳		3	2	2	1	1	1	1	1		
大学が独自に設定する科目		4	4	3	3	2	2	1	1		

5 高等学校教諭1種免許状

(現行)

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状									
在職年数	5	6	7	8	9	10	11	12			
最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10			
各教科に関する専門的事項に関する科目	10	8	7	6	5	4	4	3			
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	12	10	8	8	6	6	4	4			
各教科の指導法に関する科目等	2	2	1	1	1	1	1	1			
各教科の基礎的理解に関する科目	5	4	3	3	2	2	2	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	2	1	1	1	1			
教育の基礎的理解に関する科目	1	1	1	1	1	1	1	1			
教職実践演習	8	8	7	6	5	4	4	3			

備考

1 教科に関する専門的事項に応じて修得する科目については、省令第5条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目について修得するものとする(別表第1号に掲げる免許教科第2の3において同じ)。

2 教科に関する専門的事項に応じて修得する科目については、省令第5条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類が、10単位に満たない場合は、省令第5条の表の第2欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる免許教科の4分の1以上の科目にわたり、それぞれ最低1単位以上を修得するものとする(別表第2の3において同じ)。

備考

- 1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第5条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目について修得するものとする(別表第2の3において同じ)。
- 2 教科に関する科目の単位数が、10単位に満たない場合は、省令第5条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる免許教科の4分の1以上の科目にわたり、それぞれ最低1単位以上を修得するものとする(別表第2の3において同じ)。

備考

- 1 教科に関する専門的事項に応じて修得する免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に応じて修得するものとする(別表第2の3において同じ)。
- 2 教科に関する専門的事項に応じて修得する免許教科の種類が、10単位に満たない場合は、省令第5条の表の第1号に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に応じて修得する免許教科の4分の1以上の科目にわたり、それぞれ最低1単位以上を修得するものとする(別表第2の3において同じ)。
- 3 各教科の指導法に関する科目又は教諭の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第5条第1項の表の第1号に掲げる免許教科の種類のうち、いすれかの事項について修得すべきものとする(別表第2の3、別表第3の1(2)及び別表第3の2において同じ)。

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状											
在職年数	最低修得単位数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
領域に関する専門的事項に関する科目	45	40	35	30	25	20	15	10	5	6	7	8	9
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	4	4	3	3	2	2	1	1	45	40	35	30	25
保育内容の指導法に関する科目	20	18	16	14	12	10	8	7	45	40	35	30	25
教育内容の指導法に関する科目	6	6	5	4	4	3	3	2	4	4	3	3	2
教育内容の指導法に関する科目	6	5	4	4	3	2	2	2	6	5	4	4	3
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1	1	1	1	1	1	1	20	18	16	14	12
内訳	大学が独自に設定する科目	6	5	5	4	4	3	2	12	11	10	8	7

備考

- 1 領域に関する専門的事項に関する科目の修得方法については、省令第2条第1項の表備考第1号の修得方法を例とする(別表第1の7及び別表第2の4において同じ。)。
- 2 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第2条第1項の表の修得方法を例とし、同様に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の7及び別表第2の4において同じ。)。

6 幼稚園教諭1種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状											
在職年数	最低修得単位数	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
領域に関する専門的事項に関する科目	45	40	35	30	25	20	15	10	5	6	7	8	9
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	5	4	4	3	2	2	1	1	45	40	35	30	25
保育内容の指導法に関する科目	30	28	25	22	20	16	12	9	5	4	4	3	2
教育内容の指導法に関する科目	4	4	4	3	3	2	2	1	30	28	25	22	20
教育内容の指導法に関する科目	8	7	7	6	5	5	3	3	8	7	7	6	5
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3	3	2	2	1	1	1	1	16	15	14	12	11
内訳	教職実践演習	3	3	2	2	1	1	1	3	3	2	2	1

備考

- 1 領域に関する専門的事項に関する科目の修得方法については、省令第2条第1項の表備考第1号の修得方法を例とする(別表第1の7及び別表第2の4において同じ。)。
- (新設)
- 2 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第2条第1項の表の修得方法を例とし、同様に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第1の7及び別表第2の4において同じ。)。

7 幼稚園教諭2種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭2種免許状											
在職年数	最低修得単位数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
領域に関する専門的事項に関する科目	45	40	35	30	25	20	15	10	5	6	7	8	9
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	5	4	4	3	2	2	1	1	45	40	35	30	25
保育内容の指導法に関する科目	30	28	25	22	20	16	12	9	5	4	4	3	2
教育内容の指導法に関する科目	4	4	4	3	3	2	2	1	30	28	25	22	20
教育内容の指導法に関する科目	8	7	7	6	5	5	3	3	8	7	7	6	5
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3	3	2	2	1	1	1	1	16	15	14	12	11
内訳	教職実践演習	3	3	2	2	1	1	1	3	3	2	2	1

免許状の種類		幼稚園教諭2種免許状											
在職年数	最低修得単位数	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
領域に関する専門的事項に関する科目	45	40	35	30	25	20	15	10	5	6	7	8	9
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	5	4	4	3	2	2	1	1	45	40	35	30	25
保育内容の指導法に関する科目	30	28	25	22	20	16	12	9	5	4	4	3	2
教育内容の指導法に関する科目	4	4	4	3	3	2	2	1	30	28	25	22	20
教育内容の指導法に関する科目	8	7	7	6	5	5	3	3	8	7	7	6	5
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3	3	2	2	1	1	1	1	16	15	14	12	11
内訳	教職実践演習	3	3	2	2	1	1	1	3	3	2	2	1

別表第2(第7条関係)

省令第11条第1項の表備考第3号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
1 小学校教諭1種免許状

別表第2(第7条関係)

省令第11条第1項の表備考第3号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
1 小学校教諭1種免許状

免許状の種類		小学校教諭1種免許状		
在職年数	3	4	5	6
最低修得単位数	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目	2	2	1	1
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	13	12	10	7
各教科の指導法に関する科目等	6	5	4	3
各教科の基礎的理解に関する科目	3	3	2	2
各教科の指導法に関する科目等	1	1	1	1
各教科の基礎的理解に関する科目等	1	1	1	1
各教科の指導法に関する科目等	5	4	3	2
各教科の基礎的理解に関する科目	3	2	2	2
各教科の指導法に関する科目等	1	1	1	1
各教科の基礎的理解に関する科目等	1	1	1	1
各教科の指導法に関する科目等	5	4	4	2

3 中学校教諭1種免許状(省令第11条第1項の表備考第4号の規定の適用を受ける者を含む。)

免許状の種類		中学校教諭1種免許状		
在職年数	3	4	5	6
最低修得単位数	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目	6	4	4	3
各教科の指導法に関する科目等	10	8	6	5
各教科の指導法に関する科目等	4	4	3	3
各教科の指導法に関する科目等	3	2	2	2
各教科の指導法に関する科目等	4	3	2	2
各教科の基礎的理解に関する科目	3	2	2	2
各教科の指導法に関する科目等	2	2	2	2
各教科の基礎的理解に関する科目	1	1	1	1
各教科の指導法に関する科目等	2	2	2	2
各教科の基礎的理解に関する科目	1	1	1	1
各教科の指導法に関する科目等	4	4	2	2

4 中学校教諭1種免許状(省令第11条第1項の表備考第4号の規定の適用を受ける者を含む。)

免許状の種類		中学校教諭1種免許状		
在職年数	3	4	5	6
最低修得単位数	25	20	15	10
教科に関する科目	6	4	4	3
教職に関する科目	10	8	6	5
教職の意義等に関する科目	3	2	2	2
教職の基礎理論に関する科目	5	4	3	2
教職の指導法に関する科目	2	2	1	1
教職実践演習	4	4	2	2

3 高等学校教諭1種免許状

3 高等学校教諭1種免許状

(現行)

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状			
在職年数	免許状の種類	在職年数	免許状の種類	在職年数	免許状の種類
最低修得単位数	3	4	5	6	6
各教科に関する専門的事項に関する科目	25	20	15	10	
各教科の指導法に関する科目等	5	4	4	3	
基礎的理解に関する科目等	7	6	5	4	
各教科の指導法に関する科目等	2	2	1		
各教科の基礎的理解に関する科目等	3	2	2		
各教科の基礎的理解に関する科目等	1	1	1		
各教科の基礎的理解に関する科目等	1	1	1		
各教科の基礎的理解に関する科目等	8	6	4	3	

4 幼稚園教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状			
在職年数	免許状の種類	在職年数	免許状の種類	在職年数	免許状の種類
最低修得単位数	3	4	5	6	6
各教科に関する専門的事項に関する科目	25	20	15	10	
各教科の指導法に関する科目	5	4	4	3	
教職に関する科目	7	6	4	4	3
教職の意義等に関する科目	3	2	2	2	2
教育課程及び指導法に関する科目	3	2	2	2	2
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2	2	2	2	2
教職の内訳	1	1	1	1	1
教職実践演習	1	1	1	1	1
教職又は教職に関する科目	8	6	4	3	

4 幼稚園教諭1種免許状

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状			
在職年数	免許状の種類	在職年数	免許状の種類	在職年数	免許状の種類
最低修得単位数	3	4	5	6	6
各教科に関する科目	25	20	15	10	
教職に関する科目	2	2	1	1	1
教職の意義等に関する科目	12	10	8	7	
教職の内訳	3	2	2	2	2
教育の基礎理論に関する科目	7	6	5	4	4
教育課程及び指導法に関する科目	1	1	1	1	1
教職実践演習	1	1	1	1	1
教職又は教職に関する科目	6	4	4	2	2

免許状の種類		幼稚園教諭1種免許状			
在職年数	免許状の種類	在職年数	免許状の種類	在職年数	免許状の種類
最低修得単位数	3	4	5	6	6
各教科に関する専門的事項に関する科目	25	20	15	10	
各教科の指導法に関する科目	2	1	1		
保育内容の指導法に関する科目	12	10	8	7	
各教科の基礎的理解に関する科目	6	5	4	3	
各教科の基礎的理解に関する科目	3	2	2	2	
各教科の基礎的理解に関する科目	1	1	1		
各教科の基礎的理解に関する科目	1	1	1		
各教科の基礎的理解に関する科目	6	4	4	2	2

別表第3(第7条関係)
1 法別表第5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
(1) 中学校

中学校において職業実習を担任する教諭	
免許状の種類	1種免許状
法別表第5の備考第3号に該当する者	法別表第5の備考第3号に該当する者
該当する者	該当する者
在職年数	3 4 6 7 8 6
最低修得単位数	15 10 20 15 10 10
教科に関する専門的事項に関する科目	10 5 10 8 5 5
教科に関する専門職業概説	1又は0 1 1又は0 1又は0
教科に関する専門職業指導	1 2 1 1 1 1
教科に関する専門職業、商業、水産	3又は2 5 3又は2 3又は2
教科に関する専門職業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習	2 2 1 1 1 1
必修科目及び単位数	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育的基本的理解に関する科目	5 5 10 7 5 5
各教科の指導法に関する科目又は教職実践の上欄に掲げる科目又は教諭の教育相談等の教育に関する科目	2 2 4 4 2 2
各教科の教育の基礎的理解に関する科目	2 2 4 4 2 2
各教科の指導法に関する科目	2 2 4 4 2 2
指導する科目的、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等の教育に関する科目	1 1 2 1 1 1

別表第3(第7条関係)
1 法別表第5の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
(1) 中学校

中学校において職業実習を担任する教諭	
免許状の種類	1種免許状
法別表第5の備考第3号に該当する者	法別表第5の備考第3号に該当する者
該当する者	該当する者
在職年数	3 4 6 7 8 6
最低修得単位数	15 10 20 15 10 10
教科に関する科目	10 5 10 8 5 5
教科に関する職業概説	1又は0 1 1又は0 1又は0
教科に関する職業指導	1 2 1 1 1 1
教科のうち必「農業、工業、商業、水産」	3又は2 5 3又は2 3又は2
教科及び単位数	2 1 1 1 1 1
教職に関する科目	5 5 10 7 5 5
教職の意義等に関する科目	2 2 4 4 2 2
教育の基礎理論に関する科目	2 2 4 4 2 2
教育課程及び指導法に関する科目	2 2 4 4 2 2
教職に関する内訳	2 2 4 4 2 2
教職の基礎的理解に関する科目	2 2 4 4 2 2
各教科の指導法に関する科目	2 2 4 4 2 2
指導する科目的、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等の教育に関する科目	1 1 2 1 1 1
教職の基礎的理解に関する上欄に掲げる科目又は教職実践の上欄に掲げる科目又は教諭の教育相談等の教育に関する科目	1 1 2 1 1 1

備考 「 」内に示された項目は当該事項の1以上にわたって行うものとする。ただし、5単位の場合にあっては、この単位のうち2以上上の科目(商船をもつて水産と替えることができる。)について2単位以上修得するものとする。

備考 「 」内に示された項目は当該事項の1以上にわたって行うものとする。ただし、5単位の場合にあっては、これらの科目のうち2以上上の科目(商船をもつて水産と替えることができる。)について2単位以上修得するものとする。

免許状の種類	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法の指導法に関する科目等	各教科の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	上欄に掲げる科目の内訳
在職年数	3	5	2	1
最低修得単位数	10	5	2	1
教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法の指導法に関する科目	各教科の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	上欄に掲げる科目
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目等	各教科の指導法の指導法に関する科目	各教科の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	上欄に掲げる科目
各教科の指導法の指導法に関する科目等	各教科の指導法の指導法に関する科目	各教科の指導法の指導法に関する科目	各教科の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	上欄に掲げる科目
各教科の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	各教科の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	各教科の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	各教科の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	上欄に掲げる科目
上欄に掲げる科目又は教職実践演習	上欄に掲げる科目	上欄に掲げる科目	上欄に掲げる科目	上欄に掲げる科目

備考

1 看護実習、家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科に関する専門的事項に関する科目的単位の修得方法については、省令第5条第1項の表第3の2に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、うち3科目以上の科目にわたり、それぞれ最も低1単位以上修得するものとする。

この場合において、看護実習にあつては、同表第2欄に掲げる看護実習の科目の単位は、同号に掲げる科目のうち看護実習以外の科目的単位をもつて替えることができる(別表第3の2において同じ。)。

2 農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習の教科に関する専門的事項に関する科目的単位の修得方法については、省令第5条第1項の表第3の2に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、同号に掲げる科目について農業、工業、商業、水産又は商船の関係科目4単位及び職業指導1単位を修得するものとする(別表第3の2において同じ。)。

備考

1 看護実習、家庭実習、情報実習又は福祉実習の教科に関する科目的単位の修得方法については、省令第5条の表の表の第1欄に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に掲げる科目的うち3科目以上の科目にわたり、それぞれ最も低1単位以上修得するものとする。

この場合において、看護実習にあつては、同表第2欄に掲げる看護実習の科目的単位は、同号に掲げる科目的うち看護実習以外の科目的単位をもつて替えることができる(別表第3の2において同じ。)。

2 農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習の教科に関する専門的事項に関する科目的単位の修得方法については、省令第5条の表の第1欄に掲げる実習に係る免許教科の種類に応じ、同号に掲げる科目について農業、工業、商業、水産又は商船の関係科目4単位及び職業指導1単位を修得するものとする(別表第3の2において同じ。)。

2 法附則第9項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

(現行)。

2 法附則第9項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

免許状の種類	高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭		
免許状の種類	法附則第9項の表の第3欄に定める在職年数		
在職年数	法附則第9項の表の第3欄に定める在職年数		
最低修得単位数	10		
教科に関する科目	5		
教職に関する科目	5		
教職の意義等に関する科目	2		
教育の基礎理論に関する科目	2		
教育課程及び指導法に関する科目	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等の内訳	2		
上欄に掲げる教職に関する科目又は総合演習	1		
上欄に掲げる科目又は教職実践演習	1		

免許状の種類	高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭		
免許状の種類	法附則第9項の表の第3欄に定める在職年数		
在職年数	法附則第9項の表の第3欄に定める在職年数		
最低修得単位数	10		
教科に関する科目	5		
教職に関する科目	5		
教職の意義等に関する科目	2		
教育の基礎理論に関する科目	2		
教育課程及び指導法に関する科目	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等の内訳	2		
上欄に掲げる教職に関する科目又は総合演習	1		
上欄に掲げる科目又は教職実践演習	1		

別表第4(第7条関係)
法別表第6の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
1. 養護教諭1種免許状

別表第4(第7条関係)
法別表第6の規定の適用を受ける者の単位の修得方法
1. 養護教諭1種免許状

(現行)

養護教諭1種免許状		免許状の種類		法別表第3備考第6号に該当する者		省令第17条第1項の養護に該当する者		法別表第3備考第1号に該当する者		省令第17条第1項の養護に該当する者	
在職年数	3	4	5	1	1	3	4	5	1	1	1
最低修得単位数	20	15	10	10	10	20	15	10	10	10	10
養護に関する科目	8	6	4	4	4	8	6	4	4	4	4
養護に関する衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)を含む。	3	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2
学校保健	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
養護概説	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
栄養学(食品学を含む。)	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内	内
解剖学及び生理学	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅	駅
「微生物学、免疫学、薬理概論」	につ	つい	つい	つい	つい	つい	つい	つい	つい	つい	つい
精神保健	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	て5	て4	て3	て3	て3	て5	て4	て3	て3	て3	て3
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	3	2	1	1	1	3	2	1	1	1	1
養護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	6	4	3	3	3	6	4	3	3	3	3
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	2	2	1	1	1	2	2	1	1	1	1
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

1. 養護に関する科目的単位の修得方法については、省令第9条第1項の修得方法を例とする(別表第4の2において同じ。)。
 2. 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目的修得方法については、省令第10条の基の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第4の2において同じ。)。
 3. 養護又は教職に関する科目

1. 養護に関する科目的単位の修得方法については、省令第9条第1項の修得方法を例とする(別表第4の2において同じ。)。
 2. 養護に関する各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第4の2において同じ。)。
 3. 養護又は教職に関する科目

1. 養護に関する科目的単位の修得方法については、省令第9条第1項の修得方法を例とする(別表第4の2において同じ。)。
 2. 養護に関する各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得すべきものとする(別表第4の2において同じ。)。
 3. 養護又は教職に関する科目

3 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、第9条の養護教諭第6号に定める修得方法を例とする(別表第4の2において同じ。)。

定める修得方法を例とする(別表第4の2において同じ。)。

2 養護教諭2種免許状

養護教諭2種免許状					
免許状の種類					
法別表第3備考第7号 に該当する者					
在職年数	6	7	8	9	10
最低修得単位数	30	25	20	15	10
養護に関する科目	14	12	8	6	4
養護に関する科 目の内訳	衛生学：公衆衛生学(予防医学を含む。)	3	2	2	2
学校保健	上	上	上	上	上
養護概説	の	の	の	の	の
健康相談活動の理論・健康相談 活動の方法	科	科	科	科	科
栄養学(食品学を含む。)	目	に	に	に	に
解剖学・生理学	に	つ	つ	つ	つ
「微生物学、免疫学、薬理概論」	つ	い	い	い	い
精神保健	い	い	い	い	い
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	て8	て6	て5	て4	て3
看護学(臨床実習及び救急処置 を含む。)	6	3	2	1	1
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科 目の内訳	8	7	6	4	3
教職実践演習	3	3	2	1	1
大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	2

養護教諭2種免許状					
免許状の種類					
法別表第3備考第7号 に該当する者					
在職年数	6	7	8	9	10
最低修得単位数	30	25	20	15	10
養護に関する科目	14	12	8	6	4
養護に關する科 目の内訳	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	3	2	2	2
学校保健	上	上	上	上	上
養護概説	の	の	の	の	の
健康相談活動の理論及び方針	科	科	科	科	科
栄養学(食品学を含む。)	目	に	に	に	に
解剖学及び生理学	に	つ	つ	つ	つ
「微生物学、免疫学、薬理概論」	つ	い	い	い	い
精神保健	い	い	い	い	い
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	て8	て6	て5	て4	て3
看護学(臨床実習及び救急処置 を含む。)	6	3	2	1	1
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科 目の内訳	8	7	6	4	3
教育の基礎理論に関する科 目の内訳	3	3	2	1	1
教育課程に関する科 目の内訳	3	3	2	2	2
教育指導及び教育実践に関する科 目の内訳	2	1	1		
養護又は教職に関する科 目の内訳	2	2	2	2	2
大学が独自に設定する科 目の内訳	2	2	2	2	2

別表第5(第7条関係)
法別表第6の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

免許状の種類		栄養教諭1種免許状					
法別表第6の2備考		非該当					
在職年数	該当	3	4	5	6	7	8
最低修得単位数	該当	40	35	30	25	20	15
管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	該当	32	27	23	18	14	10
栄養に係る教育に関する科目	該当	2	2	2	2	1	1
看護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	該当	6	6	5	5	4	3
看護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等	該当	2	2	1	1	1	1
看護教諭の基礎的な学習の時間等の基礎的理解に関する科目等の内訳	該当	1	1	1	1	1	1

備考

1 管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目的単位の修得方法について、そのうち1以上の科目について修得するものとする。

2 栄養に係る教育に関する事項、児童及び生徒の栄養に関する課題に係る事項、食生活に関する歴史的及び文化的な事項並びに食に関する指導の方法に関する事項の全ての事項を含んで修得するものとする。

3 栄養教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法については、省令第10条の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するべきものとする。

4 最低修得単位数に不足する単位数については、看護教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得するものとする。

備考

- 1 管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目的単位の修得方法について、そのうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 栄養に係る教育に関する科目的単位の修得方法については、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、児童、児童及び生徒の栄養に関する課題に係る事項、食生活に関する歴史的及び文化的な事項並びに食に関する指導の方法に関する事項、食生活に関する課題に係る課題に関する事項、児童、児童及び生徒の栄養に関する課題に係る課題に関する事項に係る事項に関する事項の全ての事項を含んで修得するものとする。
- 3 教職に係る科目的単位の修得方法については、省令第10条の4の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するべきものとする。
- 4 最低修得単位数に不足する単位数については、教職に関する事項及び食に関する事項に係る科目的内訳に不足するものとする。

- 1 管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目的単位の修得方法について、そのうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 栄養に係る教育に関する科目的単位の修得方法については、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、児童、児童及び生徒の栄養に関する課題に係る事項、食生活に関する歴史的及び文化的な事項並びに食に関する指導の方法に関する事項、食生活に関する課題に係る課題に関する事項、児童、児童及び生徒の栄養に関する課題に係る課題に関する事項に係る事項に関する事項の全ての事項を含んで修得するものとする。
- 3 教職に係る科目的単位の修得方法については、省令第10条の4の表の修得方法を例とし、同表に定める各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するべきものとする。
- 4 最低修得単位数に不足する単位数については、教職に関する事項及び食に関する事項に係る科目的内訳に不足するものとする。

別表第7(第7条関係)

省令第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

別表第7(第7条関係)

省令第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法

1 小学校教諭2種免許状

免許状の種類		小学校教諭2種免許状	
有することを必要とする学校の免許状		幼稚園教諭 中学校教諭 普通免許状	
受けようとする免許状に関する在職年数		1 2 1 2	10 7 9 6
最低修得単位数		10 7 5 7 5	7 5 7 5
各教科の指導法に関する科目		1 1 1 1	2 1 2 1
道徳、総合的な道徳の理論及び指導法			
学習の時間等の生徒指導の理論及び方法			
指導性及び生徒指導（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
指導、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
等に関する科目			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			

備考

- 1 各教科の指導法に関する科目的単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第2号の修得方法を例とする（別表第7の2及び別表第7の3において同じ。）。
- 2 各教科の指導法に関する科目的単位については、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。
- (1) 最低修得単位数が7単位である場合には、4以上の教科の指導法に関する科目的修得するものとし、4の教科の指導法に関する科目的修得する場合にあっては、これらうち3以上又は5の教科の指導法に関する科目的修得する場合は、これらのうち2つ以上の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらうち2つ以上について2単位以上を含むものとする。
- (2) 最低修得単位数が5単位である場合には、3以上の教科の指導法に関する科目的修得するものとし、3の教科の指導法に関する科目的修得する場合にあっては、これらうち2以上について2単位以上を含むものとする。

備考

- 1 各教科の指導法の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第2号の修得方法を例とする（別表第7の2及び別表第7の3において同じ。）。
- 2 各教科の指導法の単位については、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。
- (1) 最低修得単位数が7単位である場合には、4以上の教科の指導法を修得するものとし、4の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらうち3以上又は5の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらうち2つ以上について2単位以上を含むものとする。
- (2) 最低修得単位数が5単位である場合には、3以上の教科の指導法を修得するものとし、3の教科の指導法を修得する場合にあっては、これらうち2以上について2単位以上を含むものとする。

2 中学校教諭2種免許状

免許状の種類		中学校教諭2種免許状			
有することを必要とする学校の免許状		小学校教諭	高等学校教諭	普通免許状	普通免許状
受けようとする免許状に関する在職年数	1 最低修得単位数	1 11 5	2 8 5	3 7 5	1 5
各教科に関する専門的事項に関する科目	1 各教科の指導法に関する科目	1 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導法及び生徒指導法	1 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	1 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1 方法
大学が独自に設定する科目				3 3	2

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第1号の2の2の表備考第1号の修得方法を例とする。
- 2 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第3号の修得方法を例とする（別表第7の3において同じ。）。

3 高等学校教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状			
有することを必要とする学校の免許状		中学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）	高等学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）	中学校教諭普通免許状	高等学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）
受けようとする免許状に関する在職年数	1 最低修得単位数	1 9	2 6	1 9	2 6
各教科の指導法に関する科目	1 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導法	1 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	1 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1 科目的内	1 進路指導等に関する科目
大学が独自に設定する科目	6 大学が独自に設定する科目	6 4	4	4	6

- 備考
- 1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第1号の修得方法を例とする。
- 2 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第3号の修得方法を例とする（別表第7の3において同じ。）。

3 高等学校教諭1種免許状

免許状の種類		高等学校教諭1種免許状			
有することを必要とする学校の免許状		中学校教諭普通免許状	高等学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）	中学校教諭普通免許状	高等学校教諭普通免許状（2種免許状を除く。）
受けようとする免許状に関する在職年数	1 最低修得単位数	1 9	2 6	1 9	2 6
各教科の指導法に関する科目	1 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導法	1 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	1 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1 科目的内	1 進路指導等に関する科目
大学が独自に設定する科目	6 大学が独自に設定する科目	6 4	4	4	6

- 備考
- 1 教科に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第1号の修得方法を例とする。
- 2 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、省令第18条の2の表備考第3号の修得方法を例とする（別表第7の3において同じ。）。

(様式第10号の5)

○新規申請書類及び既存登録者用 ◆平成10年1月1日以後新規申請書類

(表)

(裏)

様式第10号の5 (第6条の2関係)

(表)

有効期間更新申請書

(略)

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考 (略)

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 (略)

様式第10号の9 (第6条の3関係)

(表)

更新講習修了確認申請書
(略)

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考 (略)

(表)

有効期間更新申請書

(略)

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考 (略)

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 (略)

様式第10号の9 (第6条の3関係)

(表)

更新講習修了確認申請書
(略)

(裏)

免許状の種類及び教科又は領域	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

備考 (略)

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 (略)

【修了又は履修した免許状更新講習】

領域	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 (略)

教育職員免許に関する規則第7条の別表について

1 教育職員免許状の授与を受ける方法

- ① 課程認定を受けた大学等で必要な単位を修得し、卒業する。
- ② 教職経験に応じた単位を修得した者的人物、学力、実務及び身体について、
授与権者（都道府県教育委員会）が教育職員検定を行う。
- ③ 文部科学省が行う教員資格認定試験に合格する（平成30年度から独立行政
法人教職員支援機構が実施）。

教育職員免許に関する規則は、上記②による場合の在職年数に応じて、各学校種別の単位の修得方法について定めている。

省令では、教職経験1年毎に5単位（法別表第8は3単位）修得したものとみなすこと等が規定されているが、年数に応じた各科目の必要単位数については各都道府県の規則で定めることとされている。

2 県規則各別表の概要

① 別表第1

（法別表第3及び同表備考第7号の適用を受ける者）※省令第11条、第13条

短期大学等を卒業し、幼稚園、小学校、中学校教諭の2種若しくは臨時免許状又は高等学校教諭の臨時免許状を上進する方法

② 別表第2（省令第11条第1項の表備考第3号の規定の適用を受ける者）

4年制大学等を卒業し、幼稚園、小学校、中学校教諭の2種免許状又は高等学校教諭の臨時免許状を上進する方法

③ 別表第3

1 （法別表第5の規定の適用を受ける者）※省令第16条

中学校又は高等学校において実習を担任する教諭の免許状を上進する方法

2 （法附則第9項の規定の適用を受ける者）

実習助手（実習を担任する教諭の職務を助ける職員）としての在職年数により高等学校教諭の1種免許状を取得する方法

④ 別表第4（法別表第6の規定の適用を受ける者）※省令第17条

養護教諭の2種又は臨時免許状を上進する方法

⑤ 別表第5（法別表第6の2の規定の適用を受ける者）※省令第17条の2

栄養教諭の2種免許状を上進する方法

※管理栄養士の免許を受けている者は、最低在職年数に満たない場合であつても当該在職年数を満たすものとみなし、この表を適用する。

⑥ 別表第6 (法別表第7の規定の適用を受ける者)
特別支援学校教諭の2種免許状を取得又は1種免許状へ上進する方法
※別表第6は、今回の改正には該当しない。

⑦ 別表第7 (省令第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受ける者)
幼稚園、小学校、中学校教諭若しくは高等学校教諭の普通免許状を有する者が、当該学校種等に係る在職年数に応じて軽減された単位数で、隣接校種の普通免許状を取得する方法

【参考】

教育職員免許に関する規則（平成元年5月25日徳島県教育委員会規則第10号）

(単位の修得方法)

第7条 教育職員検定に係る単位の修得方法は、別表第1から別表第7までに定めるところによる。

法施行規則と県規則における改正前後の比較

※教育職員検定により免許状の授与を受ける方法

○法施行規則第11条（法別表第3関係）

(改正後)

小学校教諭1種へ上進

科目	単位
教科に関する専門的事項に関する科目	4
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	21
大学が独自に設定する科目	5
最低修得単位数	45

(現行)

小学校教諭1種へ上進

科目	単位
教科に関する科目	4
教職に関する科目	21
教科又は教職に関する科目	5
最低修得単位数	45



○県規則第7条別表第1

(改正案)

小学校教諭1種へ上進 (在職年数5年の場合)

科目	単位	内訳	単位
教科に関する専門的事項に関する科目	4		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	21	各教科の指導法に関する科目 教育の基礎的理解に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6 5 2
		小計	13
		※任意に修得	8
大学が独自に設定する科目	5		
最低修得単位数	45		

(現行)

小学校教諭1種へ上進 (在職年数5年の場合)

科目	単位	内訳	単位
教科に関する科目	4		
教職に関する科目	21	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職実践演習	5 13 2 1 21
教科又は教職に関する科目	5		
最低修得単位数	45		



※「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から任意に修得するものとする。

免許法及び法施行規則における改正前後の比較（法別表第1関係）

※大学等で必要な単位を修得、卒業して免許状の授与を受ける方法

(改正後)

(現行)

小学校教諭1種

教育職員免許法		教育職員免許法施行規則第3条	
別表第1	単位	科目等	単位
教科及び教職に関する科目 59	教科及び教科の指導法に関する専門的事項 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語	30
		小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含む	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	教諭の基礎的理理解に関する科目 教育の基礎的理理解に関する科目等	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
		道徳の理論及び指導法	
		総合的な学習の時間の指導法	
教科及び教職に関する科目等 59	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 教育実践に関する科目	特別活動の指導法	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
		生徒指導の理論及び方法	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
		教育実習	5
		教職実践演習	2
		大学が独自に設定する科目	2

総単位数

59

小学校教諭1種

教育職員免許法		教育職員免許法施行規則第3条	
別表第1	単位	科目等	単位
教科及び教職に関する科目 59	教科に関する科目 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語（書写を含む。）	
		社会	
		算数	
		理科	
		生活	8
	教職に関する科目 教職の意義及び教員の役割	音楽	
		図画工作	
		家庭	
		体育	
		教育職員免許法施行規則第6条	
教科及び教職に関する科目 59	教職の意義等に関する科目 進路選択に資する各種の機会の提供等	科目等	単位
		教職の意義及び教員の役割	
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等	
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
	教育の基礎理理解に関する科目 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	6
		教育の基礎理理解に関する科目	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	
		教育課程の意義及び編成の方法	
		各教科の指導法	
教科及び教職に関する科目等 59	教育課程及び指導法に関する科目 道徳の指導法	道徳の指導法	22
		特別活動の指導法	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	
		生徒指導の理論及び方法	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教育実践演習	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4
		進路指導の理論及び方法	
		教育実習	5
		教職実践演習	2
		教科又は教職に関する科目	10

総単位数

59

※変更箇所を太字にしています。

第七条 大学（文部科学大臣の指定する教員養成機関、並びに文部科学大臣の認定する講習及び通信教育の開設者を含む。）は、免許状の授与、新教育領域の追加のため（第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加のためをいう。）又は教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の学力に関する証明書を発行しなければならない。

2 国立学校又は公立学校の教員があつては所轄庁、私立学校的教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人等（学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下同じ。）又は社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

3 所轄庁が前項の規定による証明書を発行する場合において、所轄庁が大学の学長で、その証明書の発行を請求した者が大学附属の国立学校又は公立学校の教員であるときは、当該所轄庁は、その学校の校長（幼稚園及び幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の意見を聞かなければならない。

4 免許状更新講習を行う者は、免許状の授与又は免許状の更新を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に關する証明書を発行しなければならない。

5 第一項、第二項及び前項の証明書の様式その他の必要な事項は、文部科学省令で定める。

教育職員免許法施行規則（抜粋）

第七十三条の三 免許法第七条第四項に規定する証明書の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

別記第四号様式（第七十三条の三関係）を次のように改める。

免許状更新講習（修了）（履修）証明書			
氏名	年月日		
上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）（課程の一部を履修）したことを證明する。			
年月日	〇〇大学 学長 ○○○○印		
記			
必修領域	免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日
選択領域	免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日
選択領域	免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日

- 備考
- 一 「対象免許範囲」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、義務教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「業」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
 - 二 「必修領域」、「選択領域」のうち一又は二の欄等について説明する場合には、「選択領域」又は「選択領域」の欄は設けないこととする。
 - 三 平成28年3月31日以前に「教諭」に於ける「選択領域」の欄には「選択領域」の欄に「必修領域」の欄に「選択領域」の欄は設けないこととする。

改正後

現行

(免許状授与の特例)

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

(免許状授与の特例)

第十六条の二 普通免許状は、第五条第一項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験（以下「教員資格認定試験」という。）に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

- 2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。
- 3 文部科学大臣は、教員資格認定試験（文部科学大臣が行うものに限る。）の実施に関する事務を機関に行わせるものとする。
- 4 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(中学校等の教員の特例)

- 第十六条の三（略）
- 2・3（略）
- 4 第一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十二年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第一号の一及び第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。

附 則

- 1・4（略）
- 5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第一欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び業務の検定は、次の表の

- 2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。
- （新設）
- 3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(中学校等の教員の特例)

- 第十六条の三（略）
- 2・3（略）
- 4 第一項及び第二項の文部科学省令を定めるに当たつては、文部科学大臣は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十二年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。別表第一備考第五号イにおいて同じ。）で政令で定めるものの意見を聽かなければならない。

附 則

- 1・4（略）
- 5 別表第三により中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の専修免許状を受けようとする者が、次の表の第一欄に掲げる基礎資格を有する者で施行法第一条又は第二条の規定により次の表の第一欄に掲げる免許状の交付又は授与を受けているときは、学力及び業務の検定は、次の表の

第三欄及び第四欄におけるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、「これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校的教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。（附則第九項及び第十七項の表の場合においても同様とする。）

一一・二 (略)
6 5 8 (略)
9 (略)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

備考

一 別表第一備考第一号及び第一号の一並びに別表第三備考第六号及び第十一号の規定は、この表の場合について準用する。

10 一一 (略)
11 (略)
12 (略)

13 第七条第一項及び別表第二備考第一号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）。以下この項及び附則第十八項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第二条第一項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定

第三欄及び第四欄によるものとする。この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、「これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで（別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。）」とする。

番号	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)				

備考

一 第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁と、私立学校的教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。（附則第九項及び第十八項の表の場合においても同様とする。）

一一・三 (略)
6 5 8 (略)
9 (略)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)			

備考

一 別表第一備考第一号並びに別表第二備考第六号の規定は、この表の場合について準用する。

10 一一 (略)
11 (略)

11 別表第一の規定により高等学校教諭の工業の教科についての普通免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教諭に関する科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状に係る教科に関する科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

12 一二 (略)

14 第七条第二項及び別表第三備考第一号の私立学校を設置する学校法人等の理事長には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）。以下この項及び附則第十九項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第二条第一項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の設置者（学校法人及び社会福祉法人を除く。以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとし、第十四条の二の学校法人等には、当分の間、学校法人等以外の者の設置する私立の幼稚園の設置者並びにみなし幼保連携型認定

